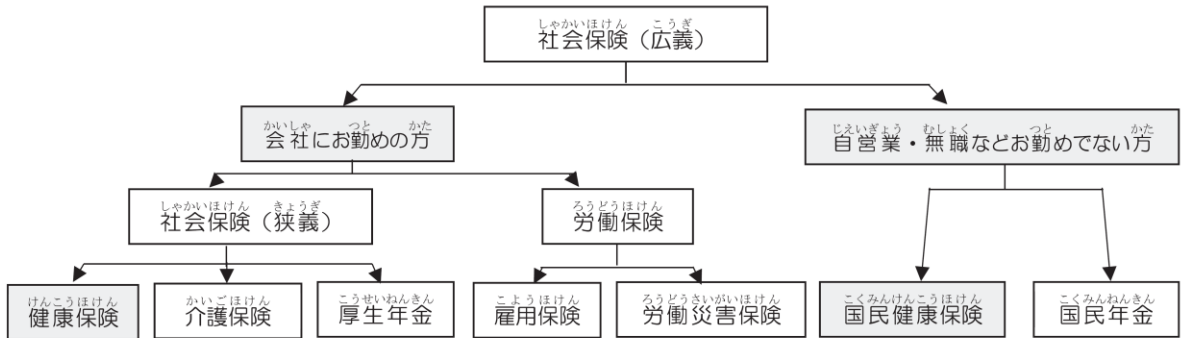


# 日本の公的保険制度について



日本の会社に就職して仕事を始めると、お給料から社会保険料が引かれていることに気が付くと思います。この“社会保険”とは何を指すのでしょうか。日本では様々な社会保険制度があり、国籍に関わらず皆さんが加入し保障を受けることができます。



◇ 今回はその中の健康保険について、会社にお勤めの方と、そうでない方の違いを見てみましょう。

## ●会社で働いてお給料をもらっている方

会社を通じて社会保険に加入します。保険料は給料から天引きになりますが、保険料の半分を会社が負担してくれています。また、扶養の家族も一緒に加入することができます。家族は保険料がかかりません。健康保険と年金はセットで加入します。

## ●自営業・無職など会社にお勤めではない方（上記以外の方）

個人で国民健康保険に加入します。保険料はご自身でお住いの市役所に納める必要があります。保険料は家族分を含め、全額自己負担となります。同様に年金も、個人で国民年金に加入します。

● 病院での支払いが3割で済むのはどちらも同じです。また医療費が高額になった時の給付、出産や死亡の時の給付も同じです。会社の社会保険には病気や出産で仕事を休んだ時に、お給料を一部保障する給付がありますが、国民健康保険にはありません。

## ◇ 健康保険の加入と脱退の手続きについて

### ●会社就職したとき

社会保険に加入するときは会社が手続きをしてくれますが、それまで加入していた国民健康保険の脱退の手続きは自分ですする必要があります。保険料が二重で請求されることのないよう、お住いの市役所で脱退の手続きをしてください。

### ●会社を退職したとき

退職し社会保険の資格が喪失したときは、保険証は使えなくなっていますので、すぐに会社に返却しましょう。そして自分で市役所に行って国民健康保険に加入し、保険証をもらう手続きをする必要があります。他にも社会保険を任意で継続加入する、ご家族の扶養に入るといった選択肢もありますので確認してみてください。